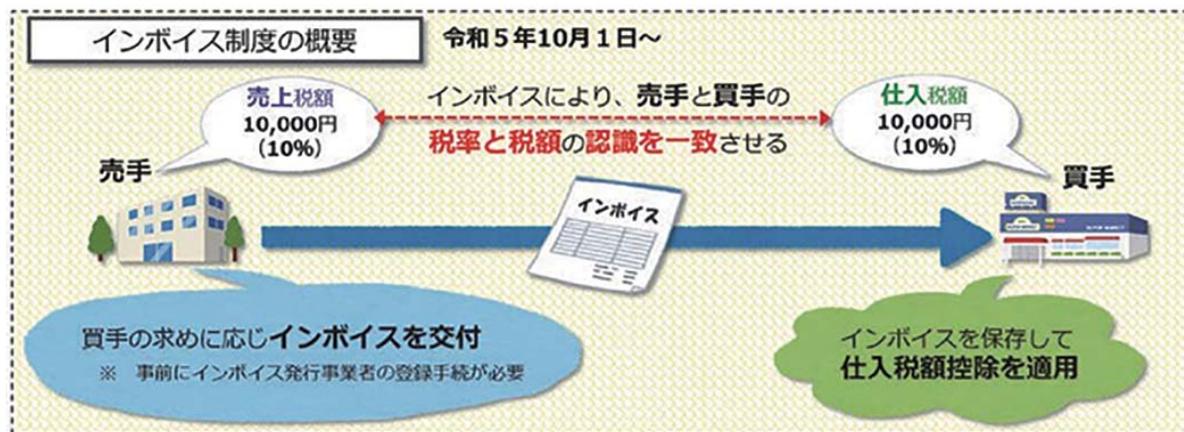


令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります！

1. インボイス制度とは

インボイス（適格請求書）とは、「売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの」であり、インボイスを発行するにはインボイス発行事業者の登録申請が必要となります。



2. インボイスのポイント

- ・インボイス発行事業者の登録を受けた売手は、買手の求めに応じてインボイスを交付しなければなりません。
- ・「インボイス発行事業課税事業者」であることから、消費税の確定申告が必要となります。
- ・買手は、仕入税額控除を適用するためにインボイスを保存しなければなりません。
- ・制度開始時（令和5年10月1日）にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要となります。

3. インボイス制度説明会

下記の日程で説明会を開催します。

農業や小売業等の事業を営んでいる方や消費税の仕組み・インボイス制度の概要について知りたい方などは、是非ご参加ください。

開催日	開催時間	開催場所
12月19日（月）	午後2時から午後4時	中央公民館 講堂

4. インボイス制度特設サイト

インボイス制度に関する詳しい情報等は、インボイス制度特設サイトをご覧ください。



特集 インボイス制度



5. インボイス制度に関する一般的なお問い合わせ

軽減・インボイスコールセンター ☎ 0120-205-553（無料）

【受付時間】平日の午前9時から午後5時

◆問い合わせ先 会津若松税務署個人課税第一部門 ☎ 0242-27-4314
磐梯町役場 総務課税務係 ☎ 0242-74-1213